

財団法人まちみらい千代田
平成23年度第4回評議員会議事録

1 日 時

平成24年3月19日（月） 午前10時から午前11時40分

2 場 所

ちよだプラットフォームスクウェア5階501～502会議室

（千代田区神田錦町3-21）

3 評議員現在数 15名

4 出席者

（1）出席者（8名）

野本俊輔、菊地端夫、熊谷エイ、澤崎宏、瀬川昌輝
高田咲子、谷眞理子、山口修一（途中退席）、米倉伸三

（2）委任状提出者（5名）

大澤義行、服部浩美、廣瀬元夫、本郷滋、山口修一

（3）当法人の出席者

理事長若林尚夫、副理事長小池譲二

5 議事

（1）議案第7号 平成24年度財団法人まちみらい千代田事業計画（案）について

（2）議案第8号 平成24年度財団法人まちみらい千代田収支予算（案）について

（3）議案第9号 財団法人まちみらい千代田理事の選任について

（4）議案第10号 定款の変更の案について

（5）議案第11号 公益財団法人移行後の理事及び監事の選任について

（6）議案第12号 公益財団法人移行に関する規程の整備について

6 報告事項

（1）公益財団法人移行後の最初の評議員について

（2）公益財団法人への移行作業の現状について

（3）賛助会員制度の見直しについて

7 開会、挨拶、定足数確認、議事録署名人の選任

定刻に至り、野本会長が寄附行為第35条第1項の規定により議長となり、開会を宣言し、まず若林理事長に開催の挨拶を求めた。

若林理事長の挨拶に続いて、新たに評議員に就任した山口修一評議員に挨拶をお願いした。

続いて、本日の出席者について事務局から報告をさせ、寄附行為第27条の規定で定める定足数を満たしていることを確認し、本評議員会が有効に成立している旨を告げた。

続いて、本評議員会の議事録署名人として、澤崎評議員と谷評議員の2名を指名したい旨を諮ったところ、満場一致の賛成があったので、両評議員を指名し、本人もこれを承諾した。よって、議案の審議に入った。

8 議事の経過及び結果

- (1) 議案第7号 平成24年度財団法人まちみらい千代田事業計画(案)について
議案第8号 平成24年度財団法人まちみらい千代田収支予算(案)について

議案第7号及び議案第8号は相互に関連があるため、これを一括して審議したい旨を諮ったところ、全員異議なく了承した。

続いて、配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

平成24年度の事業計画としては、従前からの「住宅まちづくり」「区民住宅の供給」「産業まちづくり」「普及啓発」という事業の大区分はそのままに、中区分・小区分の整理や内容についての見直しを行っている。特に新たな事業や目玉事業というものは予定していないが、今まで実施してきた事業の充実を図ることに重点を置いた計画としている。

「住宅まちづくり」では、マンション維持管理等の支援として、窓口や電話による相談や管理セミナーを引き続き実施する。年4回発行している「マンションサポートちよだ」については、今までは管理組合の理事長あてに回覧・掲示用として送付していたが、更なる情報の周知を図るため、マンション管理会社の協力を得ながら戸別配布を実施していく。また、管理組合の第三者管理方式導入について検討や支援を行うほか、マンション理事長連絡会の運営や各種助成制度についても引き続き実施していく。再開発や共同化による地域環境の整備についても初期段階の支援を関連団体や専門家の協力を得ながら、財団を窓口としたワンストップサービスとして充実を図っていく。

「区民住宅の供給」では、引き続き10棟の借上型区民住宅の運営を行う。

「産業まちづくり」では、千代田区で策定された商工振興基本計画に沿った

事業を積極的に展開していく。その中で、東京都中小企業振興公社や東京都立産業技術研究センター等と連携しながら中小企業への経営支援を行っていく。また、中小企業の活性化、成長支援として引き続き、千代田ビジネス大賞や千代田ビジネス起業塾を実施する。千代田ビジネス起業塾については、新規受講者向けの講座だけではなく、既受講者に対する講座を実施し、継続的なサポートも行っていく。その他にも従前から実施している会議室の提供やインキュベーション施設の活動支援、市町村サテライトオフィス東京の活用による地方との連携に取り組んでいく。

「普及啓発」では、14回目を迎える千代田まちづくりサポートについて、節目となる第15回でのリニューアルを目指し検討していく。賛助会員の拡大については賛助会員制度の見直しを行い、課題となっている会員数の伸び悩みを解決するための方策を検討する。また、かねてから指摘のあった地域SNS「ちよっぴー」は、検討を実施した結果、その役割を終えたとの結論に達したため閉鎖する。今後は「千代田day's」を含め総合的に情報の受発信について見直しを行っていく。その他には、今後の財団の事業展開のための基礎調査として、賃貸マンションの実態調査を実施する。

収支予算書では、収入について財産運用収入、会費収入、事業収入等を合わせて約6億円を見込んでいる。前年度からの主な変更点は、会議室使用料の値上げによる収入増、下島ビルにおける事業が終了したことによる不動産貸付事業収入の減などである。支出については、事業費支出、管理費支出を合わせて5億9千7百万円程度となっており、事業活動の収支差額としては7百万円程度の黒字となっている。支出の主な変更点のうち、支出増に関するものは会議室のリニューアル完了、下島ビルに関する事業の終了による事業者への敷金返還の完了、職員数の減によるものである。

その他、投資活動収支や予備費支出を含め全体としては130万円程度の黒字となる見込みである。

以上のような説明がなされ、出席評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

なおその際、次のような質疑応答や意見があった。

○千代田まちづくりサポートの仕組みの見直しとあるがどのようなものか。

(事務局)

助成が団体支援なのか活動支援なのかという点や、審査員の選出方法など、全体的なものを考えている。また、助成金が賛助会費を財源としている等の誤解もあるため、助成額も含めて、一年間かけて見直しを行っていきたい。

○ビジネス大賞のエントリー企業が偏っている。金融機関との連携をもっと深める等、様々な部門の企業のエントリーを促すようにしてほしい。

○マンション理事長連絡会に参加しているマンションの割合は全体のどの程度か。
(事務局)

現在50棟程度である。対象となる分譲マンションは区内で360棟ほどあるため、全体の約7分の1(約15%)の加入率である。

○7分の1は少ない。もう少し加入者を増やす方法を考えてほしい。

(事務局)

理事長連絡会を発足させた際の趣旨は、区や財団からの情報伝達・情報提供であったが、実際に動き出すと、理事長同士の話し合いの場が欲しいという声が多かったため、その方向で定期的な意見交換の場として動き出している。気軽に参加してもらおう形を取り、徐々に加入者も増えつつある。マンション無料相談会などでもなるべく声をかけている。

○予算案の数字だけを見ると6億円収支の財団ではあるが、うち4億2千万円は借上型区民住宅のために使われている。しかし区民住宅のための収入は2億円ほどしかなく、残りは区からの補助金であり、入居者152戸に対して2億円の区の補助金が使われていることになる。つまり、借上型区民住宅の事業を除くと事業規模は1億8千万円程度の財団ということである。そのような規模の財団にもかかわらず、今回の予算書では特定資産の利息収入がかなり増えているが、どのような運用を行っているのか。

(事務局)

基本的には、利率が低い債券から高い債券の入れ替えを実施したものである。基本財産については国債や地方債を中心とした元本保証付きの債券で運用している。その他の財産で社債などを購入する場合は、規程に定められた格付けのもので運用を実施している。

○賛助会費の変更というのはどのような形になるか。

(事務局)

1つの案として、「法人1万円、個人3千円」に変更することを考えている。後ほど報告事項で詳細を報告したい。

(2) 議案第9号 財団法人まちみらい千代田理事の選任について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

当法人理事である斉藤潔理事並びに末川文昭理事から、選出母体である株式

会社みずほ銀行並びに株式会社N T T 東日本・東京の人事異動に伴い辞任届が提出された。

このため、斉藤理事の後任にはみずほ銀行公務第一部長の高島豊徳氏を選任する。また、末川理事の後任は株式会社N T T 東日本・東京における後任者が未定のため、後任者が決まるまでの間欠員とし、後任者が決まり次第、改めて提案する。

これを出席評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

(3) 議案第10号 定款の変更の案について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

公益財団法人への移行作業に伴い、現行の「寄附行為」を見直し、新たに「定款」を作成したうえで、公益財団法人への移行申請書に添付する。

この度、主務官庁である東京都との内容の調整が完了したので、「公益財団法人まちみらい千代田定款（案）」として配布し、寄附行為第33条第2項第4号に基づき、評議員会に諮問する。本案については内閣府から示されているモデル定款を踏まえて作成している。なお、評議員に関する大きな変更点は、評議員会が諮問機関から意思決定機関に変更となる点である。

これを、趣旨を変更しないかぎりにおいて今後の軽微な修正も含めて出席評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

なおその際、次のような意見があった。

- 公益法人に移行した場合、意思決定機関となるため評議員の責任も重くなることを確認したい。

(事務局)

24年度の予算から評議員・理事・監事の損害賠償保険に入り、金銭的な面では対応できるようしたので、よろしくお願ひしたい。

(4) 議案第11号 公益財団法人移行後の理事及び監事の選任について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

現在の理事及び監事の任期が平成25年3月31日で満了となるが、公益財団法人への移行後は、理事会に出席した理事のみが評決権を有することとされているほか、会議の成立要件も理事の過半数の出席が必要となる。つまり、これまで委任状を提出することによって、議案の表決にも参加でき、出席扱いとされていた制度が廃止される。

これを受けて、公益財団法人への移行に合わせて理事の定数を10人以上20人以内から3人以上10人以内と変更することとし、公益財団法人の移行日

に合わせ、いったん現在の理事すべてに辞任をしていただき、今回提案する候補者に新たな公益財団法人の最初の理事に就任していただきたい。なお、最初の理事の名簿は、公益財団法人への移行申請書に添付することとなっている。

これを出席評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

(5) 議案第12号 公益財団法人移行に関する規程の整備について

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

公益座員団法人への移行にあたり、役員及び評議員の報酬に関する基準の公表を行うことを法的に求められている。そのため現在ある評議員の費用弁償に関する規程及び役員の報酬等に関する規程を整備するものである。主な改正点は、評議員会が諮問機関だったため費用弁償となっていたものを報酬とした点、それに伴い日額を変更した点、法に定める公表の基準であることを明記した点、この2つの規程の改正については理事会でなく評議員会の決議が必要であるとした点である。

これを出席評議員に諮ったところ、全員異議なく議決した。

9 報告事項の審議経過

配付資料に基づき、事務局から次のような説明を行った。

(1) 公益財団法人移行後最初の評議員について

公益財団法人移行後の最初の評議員については、「最初の評議員選定委員会」を設置し、選任することになっている。昨年12月19日に開催された平成23年度第3回理事会において、公益財団法人移行後最初の評議員の候補者を確認、12月21日に開催された「最初の評議員選定委員会」に候補者を提案し、本日配布した資料記載の11名が最初の評議員として選任された。

以上のように報告を行った。

引き続き報告事項(2)について報告を行った。

(2) 公益財団法人への移行作業の現状について

昨年来、平成24年4月1日付けの移行ということで主務官庁である東京都と調整を進めていたが、4月1日付けの移行を希望する法人が集中しており、東京都の作業及び認定委員会の審議が間に合わないので困難であるとの結論に達した。そのため、現在は定款の第9条に規定する新たな会計年度の期首である6月の移行を目指して東京都と書類の確認等を行っている。作業が進展し申請等を行う等の動きがあり次第報告する。

報告事項（２）について以上のような説明を行った。

引き続き報告事項（３）について報告を行った。

（３）賛助会員制度の見直しについて

当財団においては、賛助会員制度を設け、趣旨に賛同する多くの方々のご協力を頂いている。現在の賛助会員の会員数は個人・法人を合わせて約９０会員であり、個人会員と法人会員の割合は半々となっている。法人会員については、当財団の前身である千代田区街づくり推進公社の頃から継続してご協力頂いている法人がほとんどである。現下の経済状況や財団における事業内容の変化等もあり、こういった法人会員からは会費の口数の減や退会の申し出が寄せられる一方、新たな会員の獲得については非常に厳しい状態となっており、会員数の減少が大きな課題となっている。

については、公益財団法人への移行に合わせて賛助会員の拡大に向け、他の公益法人の事例も参考にしながら制度の見直しを図っていく。その中で特に、賛助会員となっていることのメリットは何か、会費の額は妥当なのかという点について重点的に検討を実施する。先に説明したとおり、現下の経済状況を考慮すると、会費の値下げにより加入のハードルを低くすることが１つの対策として考えられるが、それを実行した場合の効果や会費収入の減等の不利益については未検証である。

公益法人制度改革の中で寄附金収入による運営の確立が目的の１つとして挙げられているが、当財団としては財団を支援・応援して頂ける方をどのように増やしていくかということに重点を置いて見直しを図っていきたいと考えているのでご意見等を頂きたい。

報告事項（３）について以上のような説明を行った。

なお、その際次のような意見があった。

○財団を応援するため賛助会員になるのは良いが、会費が高いので加入しづらいという声を周りの人から聞くことがある。会費を見直すということであれば、その旨を説明して加入を勧めたい。

９ 閉 会

以上をもってすべての審議を終了したので、午前１１時４０分に議長は閉会を宣言し、解散した。

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人2名がこれに署名、押印する。

平成24年3月19日

財団法人まちみらい千代田
平成23年度第4回評議員会

議 長 野 本 俊 輔 ⑩

議事録署名人 谷 眞 理 子 ⑩

議事録署名人 澤 崎 宏 ⑩